

### 上場会社の投資対象物件としての 適格性維持・向上に向けた取引所の取組み

田 中 大 介 CMA

#### 目 次

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1. はじめに                | 4. 上場会社における不祥事対応のプリンシプル |
| 2. 上場管理に係る制度概要         | 5. 終わりに                 |
| 3. エクイティ・ファイナンスのプリンシプル |                         |

日本取引所自主規制法人では、上場会社の投資対象物件としての適格性維持・向上のため、上場廃止や適時開示、企業行動規範に関する審査を行い、必要に応じて上場会社に対する措置を決定している。本稿では、これらの制度を概説するとともに、市場関係者に期待される行動原則として公表された「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」（2014年10月）、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（16年2月）の内容も紹介する。

#### 1. はじめに

日本取引所自主規制法人（以下、当法人）は日本取引所グループ傘下で現物市場を運営する東京証券取引所（以下、東証）とデリバティブ市場を運営する大阪取引所から自主規制業務を受託し、いわば「取引所の品質管理センター」として日本の資本市場の公正と信頼を担う業務を行っている。自主規制業務は大きく分けて、上場を希望する会社の適格性を審査する「上場審査」、上場会社の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、インサイダー取引や相場操縦等の市場での

不公正な取引を監視する「売買審査」、取引参加者（取引所で取引する資格を持つ証券会社等）の信頼性を確保するための「考査」などの分野があるが、本稿ではこのうち上場会社に関する「上場管理」に焦点を当て、上場会社の投資対象物件としての適格性維持・向上に係る当法人の取組みを概説する。

また、上記の自主規制業務は取引所の規則に基づいて対応を行うこととなるが、他方で、発生し得る全ての事象をあらかじめルール化して定めておくことは不可能であり、市場環境の変化等に伴い形式的な規則と実態面の間に「隙間」が生じる



田中 大介（たなか だいすけ）

日本取引所自主規制法人上場管理部総務グループ課長。1997年東京大学経済学部卒業、2004年ミシガン大学経営大学院修了（MBA）。97年4月東京証券取引所入社、債券部、上場部、情報サービス部を経て、15年6月より現職。